



長野県報

11月2日(月)
令和2年
(2020年)
第152号

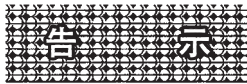
目次

告示

保安林予定森林にする旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	1
保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知(4件)(森林づくり推進課)	2
公共測量の実施(6件)(建設政策課)	3
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課)	4

公告

土地改良区の定款変更の認可(農地整備課)	4
土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課)	5
開発行為に関する工事の完了(都市・まちづくり課)	5



森林づくり推進課

長野県告示第529号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
大町市常盤字中島7546・7548・字竹原7595の1・7642の6・7642の9・7642の10・字ゴウロ7612の1・7612の2・7612のイの1・7612のイの2(以上10筆について次の図に示す部分に限る。)、字中島7547、7639、字竹原7600のイ、7616の1、7640、字ゴウロ7612のロの2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

長野県告示第530号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡阿南町字和合2208、2209
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び阿南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第531号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
下伊那郡大鹿村大字鹿塩3265
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第532号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 保安林予定森林の所在場所
北安曇郡松川村字山崎4556の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び松川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第533号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法

（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
上田市（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第534号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
上田市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び上田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第535号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡長和町(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵(かん)養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び長和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第536号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
小県郡青木村(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び青木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第537号

国土交通省北陸地方整備局河川部地域河川課長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(航空レーザー測量)
- 2 作業期間
令和2年9月5日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域
長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、中野市、飯山市、塩尻市、千曲市、安曇野市、諏訪郡下諏訪町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、埴科郡坂城町、上高井郡小布施町、上水内郡信濃町、上水内郡飯綱町

建設政策課

長野県告示第538号

国土交通省中部地方整備局長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(車載写真レーザー測量)
- 2 作業期間
令和2年10月19日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域
飯田市、塩尻市、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、木曾郡上松町、木曾郡南木曾町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡大桑村

建設政策課

長野県告示第539号

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量(数値撮影・数値図化)
- 2 作業期間
令和2年9月29日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第540号

国土交通省中部地方整備局飯田国道事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
国道管理 基準点測量
- 2 作業期間
令和2年9月24日から令和3年2月26日まで
- 3 作業地域
飯田市

建設政策課

長野県告示第541号

中野市長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
基準点測量
- 2 作業期間
令和2年10月12日から令和3年3月26日まで
- 3 作業地域
中野市

建設政策課

長野県告示第542号

御代田町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和2年11月2日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類
公共測量（2級基準点 座標補正）
- 2 作業期間
令和2年11月2日から令和2年12月18日まで
- 3 作業地域
北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第24号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月2日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 256号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
飯田市下久堅知久平621番地先から 飯田市下久堅知久平626番の1地先まで	旧	5.9~8.2 m	0.0880 km
同 上	新	5.9~9.7	0.0880

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第25号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

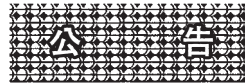
その関係図面は、告示の日から令和2年11月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年11月2日

長野県飯田建設事務所長 細川容宏

- 1 路線名 256号
- 2 供用を開始する区間
飯田市下久堅知久平621番地先から
飯田市下久堅知久平626番の1地先まで
- 3 供用を開始する期日 令和2年11月2日

道路管理課



公告

令和2年10月13日、木島平村大塚沖土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年11月2日

長野県北信地域振興局長 藤森茂晴

農地整備課